

事 務 連 絡

平成 2 6 年 2 月 1 8 日

文部科学省独立行政法人評価委員会
科学技術・学術分科会長 門永 宗之助 殿

文部科学省独立行政法人評価委員会
科学技術・学術分科会
科学技術振興機構部会長 広崎 膨太郎

独立行政法人科学技術振興機構の業務方法書の変更について

科学技術振興機構部会における審議の結果、平成 2 6 年 2 月 4 日付で、別紙の業務方法書の変更については意見が無い旨議決されましたので、文部科学省独立行政法人評価委員会科学技術・学術分科会運営規則第 2 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、御報告いたします。

平成 26 年 2 月 18 日

独立行政法人科学技術振興機構（J S T） 業務方法書の変更について（報告）

業務方法書（平成15年10月 1 日 文部科学大臣認可）の一部を次のように改正したい。

1. 「研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進に関する法律及び大学の教員等の任期に関する法律の一部を改正する法律」（平成25年法律第99号）の施行に伴う変更

第 9 章の次に次の第10章を加える。

第10章 出資並びに人的及び技術的援助の方法

第 20 条 機構は、機構の研究開発成果を事業活動において活用しようとする者のうち適当であると認められるものに対し、金銭若しくは機構の所有する特許権等若しくは設備を出資し、又は人的若しくは技術的援助を実施することができる。

- 2 機構は、前項の出資により取得した株式を処分することが適当であると認められるときは、その全部又は一部を処分することができる。

【事業概要】

JST の研究開発成果を実用化する事業を行うベンチャー企業の設立・増資に際して、JST が出資、又は人的・技術的援助を実施することにより、当該企業の事業活動を通じて研究開発成果の実用化を促進する。

2. 平成 2 5 年度補正予算（第 1 号）案に伴う変更

第12章を第13章とし、第13章の次に次の第14章を加える。

第14章 その他機構の業務の執行に関して必要な事項
（革新的新技術研究開発業務）

第28条 機構は、国から交付される補助金により設けられた基金により、将来の社会や産業のあり方に大きな変革をもたらす革新的な新技術の創出に係る研究開発を行うものとする。

- 2 業務の実施に必要な事項については、別に定めるところによる。

【事業概要】

将来における我が国の経済社会の発展の基盤となる革新的な新技術の創出を集中的に推進するため、JST は国から交付される補助金により基金を設け、総合科学技術会議が策定する方針の下、実現すれば産業や社会のあり方に大きな変革をもたらす科学技術イノベーションの創出を目指し、革新的な新技術の創出に係る研究開発を推進する。

※本項目は、JST 法改正法が成立・施行後、関係行政機関の長に協議するとともに総合科学技術会議の意見を聴く必要がある。

独立行政法人科学技術振興機構の業務方法書 新旧対照表

独立行政法人名 独立行政法人科学技術振興機構

主務府省名 文部科学省

改定項目	業務方法書 変更案	業務方法書（平成19年3月30日改正）
新章の追加	<p>第1章 総則（略）</p> <p>第9章 知識の普及並びに国民の関心及び理解の増進の方法（略）</p> <p style="text-align: center;"><u>第10章 出資並びに人的及び技術的援助の方法</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第20条 機構は、機構の研究開発成果を事業活動において活用しようとする者のうち適当であると認められるものに対し、金銭若しくは機構の所有する特許権等若しくは設備を出資し、又は人的若しくは技術的援助を実施することができる。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>2 機構は、前項の出資により取得した株式を処分することが適当であると認められるときは、その全部又は一部を処分することができる。</u></p> <p>第11章 附帯業務</p> <p>第21条 機構は、第5条から第20条までに定める業務に附帯する業務を行うことができる。</p> <p>第12章 業務の委託及び受託の基準 （業務の委託）</p> <p>第22条 機構は、自ら実施することが効率的でないと認められる業務の実施を他に委託することができる。</p>	<p>第1章 総則（略） （変更なし）</p> <p>第9章 知識の普及並びに国民の関心及び理解の増進の方法（略）</p> <p style="text-align: center;"><u>（追加）</u></p> <p style="text-align: center;">第10章 附帯業務</p> <p>第20条 機構は、第5条から第19条までに定める業務に附帯する業務を行うことができる。</p> <p style="text-align: center;">第11章 業務の委託及び受託の基準 （業務の委託）</p> <p>第21条 機構は、自ら実施することが効率的でないと認められる業務の実施を他に委託することができる。</p>

<p>(業務委託契約)</p> <p>第 <u>23</u> 条 機構は、業務の実施を委託しようとするときは、受託者と業務委託契約を締結するものとする。</p> <p>2 契約の内容その他必要な事項は、別に定めるところによる。</p> <p>(研究開発等を委託した場合の特許権等の取扱い)</p> <p>第 <u>24</u> 条 機構は、研究開発等を委託した場合においては、別に定めるところにより、当該研究開発等の成果に係る特許権等を、受託者から譲り受けないことができる。</p> <p>(業務の受託)</p> <p>第 <u>25</u> 条 機構は、依頼に応じて、業務の実施を受託することができる。</p> <p>(業務受託契約)</p> <p>第 <u>26</u> 条 機構は、業務の実施を受託しようとするときは、委託者と業務受託契約を締結するものとする。</p> <p>2 契約の内容その他必要な事項は、別に定めるところによる。</p> <p>第 <u>13</u> 章 競争入札その他契約に関する基本的事項 (契約方式)</p> <p>第 <u>27</u> 条 機構は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合には、原則として、すべて公告して申し込みをさせることにより競争に付すものとする。ただし、契約の性質又は目的が競争を許さない場合、予定価格が少額である場合その他規定で定める場合は、指名競争又は随意契約によることができるものとする。</p> <p><u>第14章 その他機構の業務の執行に関して必要な事項</u> <u>(革新的新技術研究開発業務)</u></p>	<p>(業務委託契約)</p> <p>第<u>22</u>条 機構は、業務の実施を委託しようとするときは、受託者と業務委託契約を締結するものとする。</p> <p>2 契約の内容その他必要な事項は、別に定めるところによる。</p> <p>(研究開発等を委託した場合の特許権等の取扱い)</p> <p>第<u>23</u>条 機構は、研究開発等を委託した場合においては、別に定めるところにより、当該研究開発等の成果に係る特許権等を、受託者から譲り受けないことができる。</p> <p>(業務の受託)</p> <p>第<u>24</u>条 機構は、依頼に応じて、業務の実施を受託することができる。</p> <p>(業務受託契約)</p> <p>第<u>25</u>条 機構は、業務の実施を受託しようとするときは、委託者と業務受託契約を締結するものとする。</p> <p>2 契約の内容その他必要な事項は、別に定めるところによる。</p> <p>第<u>12</u>章 競争入札その他契約に関する基本的事項 (契約方式)</p> <p>第<u>26</u>条 機構は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合には、原則として、すべて公告して申し込みをさせることにより競争に付すものとする。ただし、契約の性質又は目的が競争を許さない場合、予定価格が少額である場合その他規定で定める場合は、指名競争又は随意契約によることができるものとする。</p> <p>(追加)</p>
--	--

<p>新章の追加</p>	<p><u>第28条 機構は、国から交付される補助金により設けられた基金により、 将来の社会や産業のあり方に大きな変革をもたらす革新的な新技術の 創出にかかる研究開発を行うものとする。</u></p> <p><u>2 業務の実施に必要な事項については、別に定めるところによる。</u></p> <p>附 則 この業務方法書は、文部科学大臣の認可のあった日（平成 15 年 10 月 1 日）から施行する。</p> <p>附 則（平成 19 年 3 月 30 日） この業務方法書は、文部科学大臣の認可のあった日（平成 19 年 3 月 30 日）から施行する。</p> <p>附 則（平成 26 年○月●日） この業務方法書は、文部科学大臣の認可のあった日（平成 26 年○月●日）から施行する。</p>	<p>附 則 この業務方法書は、文部科学大臣の認可のあった日（平成15年10月 1 日）から施行する。</p> <p>附 則（平成19年 3 月30日） この業務方法書は、文部科学大臣の認可のあった日（平成19年 3 月30 日）から施行する。</p> <p>(追加)</p>
--------------	--	--